

平成29年度 第2回芦別市総合教育会議

日時：平成29年12月26日（火）午後4時

場所：市役所3階第1会議室

【 次 第 】

1 開 会

2 市長あいさつ

3 意見交換

(1) コミュニティ・スクールについて

4 そ の 他

5 閉 会

コミュニティ・スクール 2017

～地域とともにある学校づくりを目指して～



すべては子供たちのために



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

コミュニティ・スクール

II

学校運営協議会制度を導入した学校

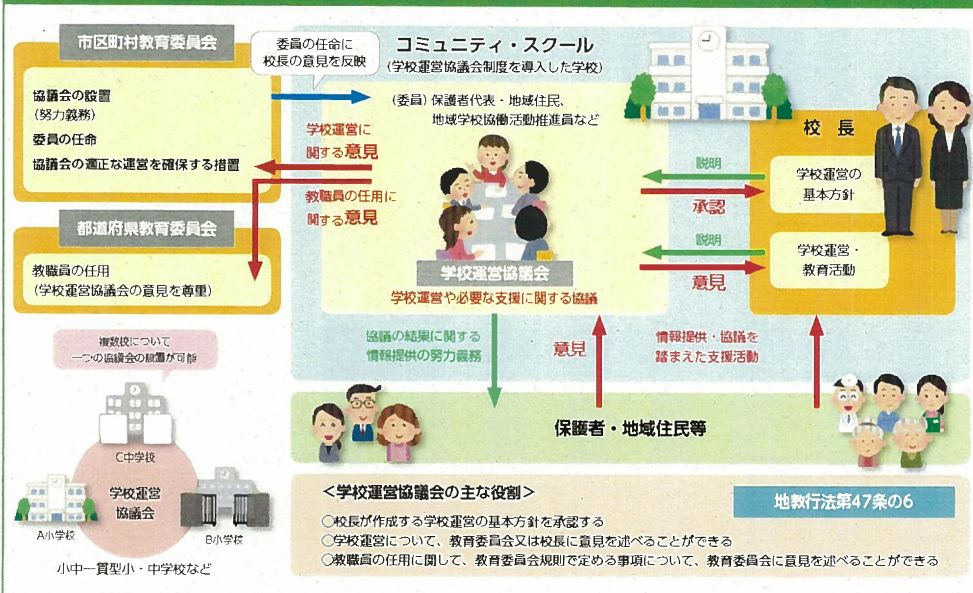
輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要です。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コミュニティ・スクールの主な3つの機能 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6】

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
- 学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- 教職員の任用に関して**、**教育委員会規則に定める事項**について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



1

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)に関する法改正

学校運営協議会制度に関する法律が改正されました

学校運営協議会が設置された学校では、学校や子供たちの教育に対する保護者・地域住民等の理解が深まり、相互に連携・協働する場面が増えています。また、教育課程の充実につながる効果的な地域連携の取組が増えるなど、学校運営の改善にも大きな成果がみられます。

しかし、複雑化・多様化している学校現場の課題等を解決し、子供たちの教育環境を充実させるためには、**地域住民等の協力を得て、社会総がかりで教育の実現を図っていくことが重要**です。そのためには、全ての公立学校において学校運営協議会の設置を進める必要があることから、政府において継続的に議論が行われてきました。

教育再生実行会議 第6次提言(平成27年3月4日)

コミュニティ・スクールに関する部分の概要

- 未導入地域における取組の拡充
- 地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策
- コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める

中央教育審議会答申(平成27年12月21日)

コミュニティ・スクールに関する部分の概要

- 全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、**学校運営協議会制度を導入した学校(コミュニティ・スクール)を目指す**べき
- 各教育委員会が、コミュニティ・スクールの推進を図っていくよう、現在任意設置となっている**学校運営協議会の制度的位置付けの見直し**も含めた方策を講じていくことが必要

こうした議論を踏まえ、学校運営協議会の設置をさらに促進していくために、平成29年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されました。

●主な改正ポイント

- 学校運営協議会の設置が努力義務化に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることに
- 複数校で一つの協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することを努力義務化

●法改正に関する条文等は、文部科学省HPをご覧ください。

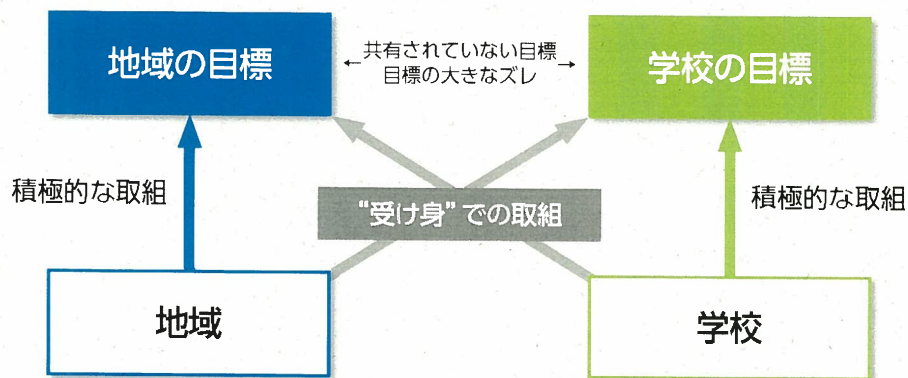
第193回文部科学省成立法律

検索

アドレスはこちら
http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/1383841.htm

2

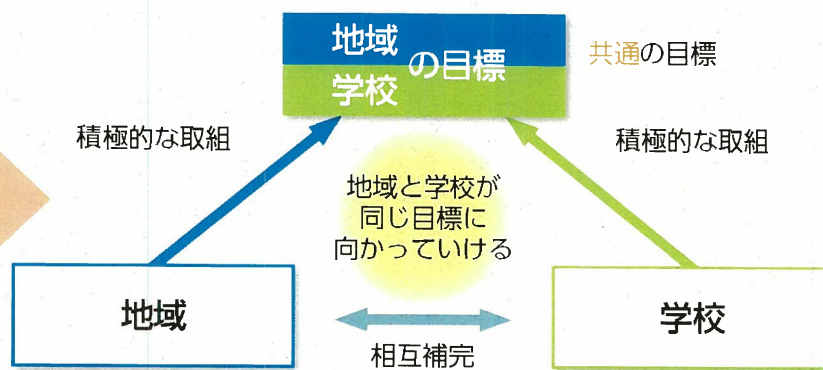
コミュニティ・スクールを導入するまでは…



地域と学校の目標に大きなズレがあったり、その目標が共有されていない場合、お互いに「頼まれたから、やる」や「この前、手伝ってもらったから、やる」といった受け身の姿勢になってしまうことがあります。

→これでは地域にとっても学校にとっても、直接的に自分たちのメリットとならないため、“**負担感**”や“**やらされ感**”があり、“**不満**”がたまる可能性があります。

コミュニティ・スクールを導入すると…



共通の目標が設定されると、お互いに前向きな姿勢で取り組むことができ、子供たちへの教育効果も大いに期待できます。

→“**地域と学校が一体**”となって、“**役割分担**”をしながら、それぞれが“**主体的**”に取り組むので、お互いに“**達成感**”を味わうことができます。

コミュニティ・スクールでは、保護者・地域住民等も教育の当事者となることで、**責任感**を持ち、積極的に子供への教育に携わることができるようになります。

- 近所で元気がない様子の子供がいても、なかなか声をかけることができない。
- 近くの公園で子供が騒いだり、ごみを散らかしたままにするので、学校に苦情の電話をかける。
- 小中一貫教育の実施方法やメリット・効果等について、保護者や地域住民に十分に伝わっていない。

- 地域住民等が子供たちに積極的に声をかけたり、自ら指導したりする場面が増加します。
- 学校任せにするのではなく、地域住民等が学校と共に対応策を考えます。
- 地域ぐるみで考え、実践することで、地域の声を生かした9年間の小中一貫教育が実現します。

コミュニティ・スクールでは、保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、**自己有用感**や生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実します。

- 自分の経験を生かして、学校や子供たちをサポートしたいが、迷惑にならないか。
- 地域の人々の思いや考えに触れる機会がなかなか得られない。
- 地域人材を活用した学習がどれもイベント的な取組になっている。

- 多くの大人の専門性や地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現します。
- 学校が社会的なつながりを得られる場となり、地域のよりどころとなります。
- 地域住民等の考えや地域の特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持ちます。

コミュニティ・スクールでは、保護者・地域住民等と学校が“**顔が見える**”関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現します。

- 価値観の多様化により、学校の運営方針や諸課題について厳しい意見が多い。
- 保護者や地域住民から、様々な要望があり、その対応に追われてしまう。

- 学校の現状や運営方針について理解が深まり、地域が学校の応援団となります。
- 学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子供と向き合う時間の確保につながります。

他にも、こんな効果が期待されます

- 大規模災害時等、緊急な対応が必要な場面においても、学校と地域が一体となり、迅速かつ組織的な対応ができます。

「コミュニティ・スクール」制度化に至る経緯

| 時 期 | 施 策 | 主 体 | 概 要 |
|--------|--|--------------|--|
| H12.12 | 教育改革国民会議報告（注1.） | 教育改革国民会議 | 新しいタイプの学校として、コミュニティ・スクールの設置の促進を提言。 |
| H13.01 | 21世紀教育新生プラン<レインボー・プラン>（注2.） | 文部科学省 | 新しいタイプの学校について検討することを決定。 |
| H13.12 | 規制改革の推進に関する第1次答申 | 総合規制改革会議 | コミュニティ・スクール導入のための実践研究の推進を提言。 |
| H14.03 | 規制改革推進3か年計画（改定） | 閣議決定 | コミュニティ・スクール導入のための実践研究の推進を決定。 |
| H14.04 | 「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」開始（～17年03月） | 文部科学省 | 「保護者や地域住民が運営に参画する新しいタイプの学校運営の在り方」について研究。 |
| H14.11 | 構造改革特区第2次提案 | 地方公共団体等 | コミュニティ・スクールの制度化について提案。 |
| H14.12 | 規制改革の推進に関する第2次答申 | 総合規制改革会議 | コミュニティ・スクール導入のための制度整備の推進を提言。 |
| H15.03 | 規制改革推進3か年計画<再改定>（注3.） | 閣議決定 | コミュニティ・スクール導入のための制度整備の推進を決定。 |
| H15.05 | 文部科学大臣から中央教育審議会への諮問「今後の初等中等教育改革の推進方策について」（注4.） | 文部科学省中央教育審議会 | コミュニティ・スクールを含めた学校の管理運営の在り方について中央教育審議会に諮問、検討開始。 |
| H15.06 | 構造改革特区第3次提案 | 地方公共団体等 | コミュニティ・スクールの制度化について提案。 |
| H15.11 | 構造改革特区第4次提案 | 地方公共団体等 | コミュニティ・スクールの制度化について提案。 |
| H15.12 | 中央教育審議会中間報告「今後の学校の管理運営の在り方について」 | 中央教育審議会 | 「地域運営学校」（コミュニティ・スクール）について、その意義や制度の在り方について報告。 |
| H15.12 | 規制改革の推進に関する第3次答申 | 総合規制改革会議 | コミュニティ・スクールの法制化について提言。 |
| H16.03 | 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」（注5.） | 中央教育審議会 | 「地域運営学校」（コミュニティ・スクール）について、その意義や制度の在り方について答申。 |

| | | | |
|---------|---|------|--|
| H160.3 | 第159回国会に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）改正案を提出 | 内閣 | コミュニティ・スクールを設置可能とするため、法案を提出。 |
| H16.03 | 規制改革・民間開放推進3か年計画 | 閣議決定 | コミュニティ・スクールの法制化について決定。 |
| H16.06 | 改正地教行法成立、公布 | | |
| H16.09 | 改正地教行法施行 | | |
| H27.03 | 教育再生実行会議 第6次提言 | | <ul style="list-style-type: none"> ○未導入地域における取組の拡充。 ○地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策 ○コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める |
| H27.12 | 中央教育審議会答申 | | <ul style="list-style-type: none"> ○全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すべき ○各教育委員会が、コミュニティ・スクールの推進を図っていくよう、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくことが必要 |
| H29.03 | 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正 | | <ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会の設置が努力義務化に。 ○学校運営への必要な支援についても協議すること。 ○協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者を追加 ○教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることに。 ○複数校で一つの協議会を設置することが可能に。 ○協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することを努力義務化。 |
| H29.4.1 | 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正 施行 | | ・教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し |

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の 一部を改正する法律の概要

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、**学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進**

概 要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設
(児童生徒13人に1人)
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設
(児童生徒18人に1人)
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等
(学校教育法等の一部改正)
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善

施 行 期 日

平成29年4月1日

注 1. 教育改革国民会議報告(抄)

新しい時代に新しい学校作りを

地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校(“コミュニティ・スクール”)を市町村が設置することの可能性を検討する。これは、市町村が校長を募集するとともに、有志による提案を市町村が審査して学校を設置するものである。校長はマネジメント・チームを任命し、教員採用権を持って学校経営を行う。学校経営とその成果のチェックは、市町村が学校ごとに設置する地域学校協議会が定期的に行う。

注 2. 21 世紀教育新生プラン(抄)

新しいタイプの学校(コミュニティ・スクール等)の設置を促進する

今後の新しいタイプの学校の可能性や課題について検討。

注 3. 規制改革推進 3 か年計画(再改定)(抄)

コミュニティ・スクール導入に向けた制度整備(平成 15 年中に検討・結論)

新しいタイプの公立学校であるコミュニティ・スクールを導入することの意義は、教職員人事を始めとする運営・管理及び教育の実施等について、学校、保護者、地域の独自性を確保する一方で、地元代表や保護者の代表を含む「地域学校協議会(仮称)」に対しアカウンタビリティを負うことにより、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校運営を可能とし、独創性と創造性に富んだ人材の育成に資することにある。

これらの点を踏まえ、コミュニティ・スクール導入のための制度整備に関しては、例えばコミュニティ・スクールの設置手続、「地域学校協議会(仮称)」の設置と機能、都道府県教育委員会、市町村教育委員会及び地域学校協議会の教員任免等に係る権限の在り方等の点について、法令上の規定を設けることを検討する。

注 4. 文部科学大臣諮問「今後の初等中等教育改革の推進方策について」(抄)

第三は、学校の管理運営の在り方についてであります。学校の管理運営に関しては、株式会社等による学校設置、公立学校の民間委託、地域が学校運営などに参画するいわゆる「コミュニティ・スクール」の導入など様々な指摘がなされており、こうした指摘も含め、公教育としての学校の教育活動の確実な実施と充実を図る観点から、新しい時代にふさわしい学校の管理運営の在り方について御検討いただきたいと考えております。

注 5. 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」(概要)(抄)

地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校(地域運営学校)の在り方について

○地域が公立学校の運営に参画する意義

・公立学校の管理運営に保護者や地域住民が参画することにより、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域の創意工夫を活かした、特色ある学校づくりが進むことを期待。

○制度化に当たっての基本的考え方

・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つ的手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置。

・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織(学校運営協議会)を設置。

・学校運営協議会は、教育計画、予算計画の方針などの学校運営の基本的事項について承認。

・学校運営協議会は、校長や教職員の人事について任命権を有する教育委員会に対して意見を述べ、教育委員会は、その意見を尊重して人事を行う。

・学校の創意工夫を活かした様々な取組が可能となるよう、校長の裁量権の拡大が重要。

・地域運営学校自身による自己評価に加え、教育委員会による不断の点検・評価が重要。必要に応じて指導、指定取消等の是正措置を行う。

コミュニティ・スクールだより

— みんなで学び・みんなで支え —

平成 28 年 3 月 コミュニティ・スクール委員会広報部発行

コミュニティ・スクール＝コミスクと覚えてください。

コミスクは地域住民が学校などに出向いて教育活動に協力することです。

学校応援団

三笠市立三笠小学校長 上野喜孝

三笠市では、地域と共に子ども達を育てていることが、この1年でよくわかりました。朝の交通安全指導・スクールバスへの乗車指導をはじめ、花壇や道路の草取り、学習サポート（田植え・稲刈り、ミシン学習、プール・スキー学習、郷土学習の講師）、放課後学習や夏休み学習会へのご協力、運動会等での盆踊り指導など、数えたら限りがありません。

お蔭様をもちまして、子ども達は、安全・安心な環境のもと、学習活動を行うことができます。年々コミスクへの登録人数が多くなっているようです。今後とも、「学校応援団」としてのコミスクへの積極的な活動参加を期待しています。宜しくお願い致します。

東日本大震災から思うこと

三笠市立三笠中学校長 吉田文彦

卒業式の時期を迎えると同時に東日本大震災を思い出す。そのたびに痛感させられるのは、人間こそいちばんえらい存在だという、おごった考えに慣れてしまった人間という存在です。

「人間は、自分で生きているのではなく、大きな存在によって生かされている。」その大きな存在とは自然であり、地域であり、最小のコミュニティーである家族でありましょう。

いつの時代にあっても子どもたちの明るい笑い声や元気な姿が、地域の活力となり、次代を担う子どもたちの教育は我々大人に課せられた最も重要な役割の一つであることを知らせてくれました。こうした教育の原点を改めて認識し、学校・家庭・地域が、共に支え合いながら、こうした当たり前のことを、当たり前に進めていくことが極めて重要であります。コミュニティ・スクールの理念をかみしめつつ、今後とも様々な関係機関・関係団体とこれまで以上に連携を図りながら、全力で取り組んでいく決意であります。

《コミスク4年目の主な活動》

ボランティア参加人数 222名

▲ こんなにたくさんのボランティアの方が協力してくれました ▲

三笠小学校



100% 登録

107 無休

ボランティア人数

| | | |
|--------------------|---|-----|
| 130周年運動会・北海盆踊り練習 | → | 30名 |
| フール授業 | → | 20名 |
| 夏休み学習会（チャレンジサマー） | → | 12名 |
| 冬休み学習会（チャレンジウインター） | → | 15名 |
| バス乗車指導 | → | 8名 |
| 田植え・稲刈り | → | 25名 |
| ミシン学習サポート | → | 14名 |
| スキー学習補助 | → | 50名 |

ボランティア人数

| | | |
|-------|---|-----|
| 盆踊り学習 | → | 6名 |
| 柔道授業 | → | 8名 |
| 書写授業 | → | 10名 |
| スキー授業 | → | 18名 |
| ダンス授業 | → | 6名 |

三笠中学校



学校活動のご協力ありがとうございます！！

《田植え》



《夏休み学習会》



《稲刈り》



《スキー学習》



《書写》



《冬休み学習会》



《ミシン学習》



《乗車指導》



学校に行ってお手伝いしたいけど・・・
どうしたらいいのかな～??

- 1 ボランティア登録用紙に記入してください。
- 2 提出先は教育委員会・三笠小学校・三笠中学校です。
- 3 学校より案内がきますので、ご都合のよい日程でしたら お手伝いをお願いします。

☆ボランティア(お手伝い)募集中です ☆登録をお願いいたします！

奈良市立三笠中学校区のコミスク・小中一貫教育

～ 広報部会長 磯辺正道 ～



平成28年2月18日 三笠市立三笠中学校視察訪問

『小中一貫教育』を進める学校運営協議会

～子どもたち、保護者、教職員が協力し、協働するために～



三笠中学校学校運営協議会
三笠中学校区地域教育協議会
奈良市立三笠中学校



平成 28 年 2 月 1 8 日 に 奈 良 市 立 三 笠 中 学 校 (生 徒 数 7 9 5 名) へ 行 っ て 来 ま し た ! 皆 さ ん は 奈 良 市 に 同 じ 学 校 名 の 三 笠 中 学 校 と 三 笠 山 が あ る こ と を 知 っ て い ま す か ? 今 後 、 学 校 を は じ め 地 域 や ス ポ ー ツ を 通 じ て 交 流 に つ な ぐ る よ う に し た い と 考 え て い ま す 。 奈 良 の 三 笠 中 学 校 区 は 1 中 学 校 4 小 学 校 か ら な る コ ミ ュ ニ ティ ・ ス ク ー ル を 基 盤 と し た 小 中 一 貫 教 育 を 推 進 し て い ま す 。

ボランティア（お手伝い）できる方は登録用紙に記入して下記の場所に提出またはFAXして下さい！

ボランティア登録用紙

教育サポーター 登録用紙

| | | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|--------------------------|----|
| ふりがな 氏名 ※団体は 代表者氏名 | (男・女) | (生年月日) T・S・H 年 月 日 | |
| 住 所 | 〒 | | |
| 連 絡 先 | 電話（自宅） | 携帯 | |
| | FAX | メール | |
| 職 業 | 1. 学生 2. 勤労者 3. 主婦 4. 退職者 5. その他（ ） | | |
| 活動可能日 | 1. いつでも可能 | 月 火 水 木 金 その他の希望事項 | |
| | 2. 活動日の希望がある (右の表に○をつける) | | 午前 |
| | | | 午後 |

★サポーターとして活動できる箇所に○をご記入ください。

(それぞれの活動内容の中で、特に関心があるものがあれば○で囲んでください。)

| | |
|------|--|
| 学習支援 | ミシンや調理実習の補助 スキー・水泳学習の補助 校外学習引率補助 田植え・稲刈り等の作業補助 実験・観察の準備及び片づけ など |
| 環境支援 | |
| 広報活動 | |

★上記以外で活動できる内容があればご記入ください。

(サポート活動に活かせる資格・免許・趣味・特技等があればご記入ください。)

提出先

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 三笠市教育委員会 | 若草町404番地 | TEL2-2197 | FAX2-6238 |
| 三笠市立三笠小学校 | 本郷町485番地1 | TEL2-2010 | FAX2-2401 |
| 三笠市立三笠中学校 | 本郷町484番地2 | TEL2-2066 | FAX2-2655 |